

平成27年玉村町議会第3回定例会会議録第4号

平成27年9月16日（水曜日）

議事日程 第4号

平成27年9月16日（水曜日）午後2時開議

- 日程第 1 陳情の審査報告
 - 日程第 2 認定第 1号 平成26年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 3 認定第 2号 平成26年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 4 認定第 3号 平成26年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 5 認定第 4号 平成26年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 6 認定第 5号 平成26年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 7 認定第 6号 平成26年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 8 認定第 7号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 9 認定第 8号 平成26年度玉村町水道事業会計決算認定について
 - 日程第10 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第11 閉会中における所管事務調査の申し出
 - 日程第12 議員派遣の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情の審査報告
- 日程第 2 認定第 1号 平成26年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 2号 平成26年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 3号 平成26年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 4号 平成26年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第 5号 平成26年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 6号 平成26年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 7号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 8号 平成26年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第10 開会中における所管事務調査報告
- 日程第11 閉会中における所管事務調査の申し出

日程第 1 2 議員派遣の申し出

追加日程第 1 玉議第 2 号 玉村町議会会議規則の一部改正について

追加日程第 2 玉議第 3 号 安全保障関連法案の継続審議を求める意見書の提出について

出席議員（15人）

2番	渡邊俊彦君	3番	石内國雄君
4番	笠原則孝君	5番	齊藤嘉和君
6番	備前島久仁子君	7番	筑井あけみ君
8番	島田榮一君	9番	町田宗宏君
10番	三友美恵子君	11番	高橋茂樹君
12番	浅見武志君	13番	石川眞男君
14番	宇津木治宣君	15番	川端宏和君
16番	柳沢浩一君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	貫井孝道君	副町長	重田正典君
教育長	新井道憲君	総務課長	高井弘仁君
経営企画課長	金田邦夫君	税務課長	井野成美君
健康福祉課長	月田昌秀君	子ども育成課長	齋藤修一君
住民課長	山口隆之君	生活環境安全課長	斉藤治正君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	高橋雅之君
上下水道課長	萩原保宏君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小板橋保君	生涯学習課長	小柴可信君

事務局職員出席者

議会事務局長	石関清貴	庶務係兼議事調査係長	松田純一
主査	平野里都子		

○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（柳沢浩一君） ただいまの出席議員は 1 5 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（柳沢浩一君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付した議案が提出されました。

本日午前 1 1 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 陳情の審査報告

◇議長（柳沢浩一君） 日程第 1、陳情の審査報告を議題といたします。

初めに、陳情受理番号 1、東毛広域幹線道路開通に伴う沿線住宅への振動、騒音、生活環境対策についての陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君登壇〕

◇総務常任委員長（石川眞男君） ご苦労さまです。それでは、本委員会に付託されました東毛広域幹線道路開通に伴う沿線住宅への振動、騒音、生活環境対策についての陳情、これに関しての審査の経緯をお知らせいたします。

平成 2 6 年 8 月 3 1 日に、玉村伊勢崎バイパスが暫定 2 車線で開通し、全線開通しました。平成 2 9 年度までに高崎市から館林市まで 4 車線化が完成するような事業となっております。道路網の整備が進み、利用者は格段に便利になり、地域産業の活性化に貢献するものと期待しております。

一方、この道路の南玉、下之宮地区の北は、道路と民家が近く、通行する車の振動、騒音、生活環境が以前に比べて著しく低下しています。これまで独自に実施した住民アンケートで出された意見、

要望を玉村町、伊勢崎土木事務所の担当者と話し合う機会を何度か持ちましたが、一向に対応策が出てきません。住民説明会を実施しますと口では言いますが、有言実行されません。このままですと住民からの意見、要望が全く反映されないまま、道路工事が進行していきます。首記の件につきまして、誠意ある回答と早期に住民説明会の開催を陳情しますということです。

内容としましては、道路と自転車道の高さ1.5メートルぐらいの防音壁の設置を検討していただきたいというものです。理由は、大きなトラック、重機が通行すると振動がかなり感じられるということや、やはり網戸などであけていると眠れなくなると、そういったことです。信号でとまった車の運転手から家の中をのぞかれる、そういった感じもあるそうです。

それで、都市建設課の説明をいただきました。8月4日に南玉公民館において説明会が開催され、この陳情にあるとおり、早期に住民説明会を開催してほしいとの要望があり、一応伊勢崎土木事務所が要望に即して開催したものであり、その中では、結局測定結果については一番近い官民境界の観測地点が昼間は58デシベル、夜53デシベルであり、要するに基準値より下回っていた。基準値は昼間は70デシベル、夜間65デシベルです。また、20メートル離れた観測地点でも基準値を下回っていた。こういった結果から、騒音は基準値から見ると、その範囲内に入っており、群馬県としては騒音対策は実施できないという報告でありました。

また、歩道の構造について、現在開通している南側歩道において、多くのツツジが枯れており、それは植樹帯に水がたまることが原因であるため、それを解消する方法を検討する必要があること。また、交通安全対策として、道路と歩道の間には縁石しかないと、歩道に車等の進入ができないような構造を考えているということでありました。しかし、住民の方は、やっぱりそれでは納得できないということでした。

それで、陳情の説明会が開かれていないので、開いてくれということに関しては、8月4日に説明会を開いたということで、そのことについては解消されているのですけれども、その陳情の内容、つまり道路と自転車道との間に高さ1.5メートルぐらいの防音壁を設置してくださいということに関しては、これは町を通過する道路でありますけれども、県が工事主体となっていますので、町で対応し切れないということで、県のほうと今後、住民の方は打ち合わせ等々をしていくのかと思います。

委員会といたしましては、住民が現実に困っていることに対して、議会としても、委員会としても、それをやっぱり見て見ぬふりすることはいかなるものか、寄り添うような態度を示す必要があるのではないかとということで、全委員から意見を求めた結果、全委員から趣旨採択とするとの意見がありました。

それで、審査結果については、以下記載したとおりです。

以上、報告といたします。

◇議長（柳沢浩一君） 総務常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

9番町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君発言]

◇9番(町田宗宏君) 実際に南玉、下之宮地区の方で、かなり騒音に悩まされている方がいると。したがって、これを県知事なり、あるいは国土交通大臣なり、こういうことで玉村町の町民で困っている人がいるというのを伝える方法はないのですか。

◇議長(柳沢浩一君) 町田議員にちょっと申し上げますが、この審査に対する質疑ですから、若干のその辺の方向性のずれがあるのではないかと思うのですが。石川議員がお答えしたいということですから、答えてもらいますが。

石川眞男総務常任委員長。

[総務常任委員長 石川眞男君発言]

◇総務常任委員長(石川眞男君) 審査の中で町委員会として国や県に対してどういった働きをするかということは直接的には議論はしていません。しかし、当然これ町を通る道路であり、現実に本当に困っている人を私も知っていますから、そういう中でやはり無関心な態度でいることはよくないという形で、委員会としては趣旨採択、趣旨を理解し、そしてその人たちは県に働きかけをするということですので、そういった対応でもらえばいいのではないかなということ議論は終わりました。

◇議長(柳沢浩一君) 9番町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君発言]

◇9番(町田宗宏君) ちょっと外れるかもしれませんが、あさって、この諏訪さんとかほかの関係者が県のほうに連れていってくれと、こういう話がございまして、一緒に私も行くことになっています。趣旨採択の趣旨はわかりました。ただ、県のほうに要望するとか、そういうことについては、委員会としては審議されなかったと、こういう了解でよろしゅうございますか。

◇議長(柳沢浩一君) 石川眞男総務常任委員長。

[総務常任委員長 石川眞男君発言]

◇総務常任委員長(石川眞男君) はい、そのとおりです。

◇議長(柳沢浩一君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

◇議長(柳沢浩一君) 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(柳沢浩一君) ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本陳情に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(柳沢浩一君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本陳情に対する表決を行います。

総務常任委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。

総務常任委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決しました。

次に、陳情受理番号2、安全保障関連法案の継続審議を求める陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君登壇〕

◇総務常任委員長（石川眞男君） 安全保障関連法案の継続審議を求める陳情、これは上福島の中沢経吉さんから陳情が出ていたもので、これ全部読んでいくと長くなってしまいますので、要約して読ませてもらいたいと思います。

まず、要旨です。衆議院の特別委員会と本会議で強行採決し、参議院で審議中である安全保障関連法案は、憲法に違反またはその疑いがあり、国民の多数が反対または疑義を持つ法案である。したがって、玉村町議会として参議院での審議には慎重審議の上、継続審議とするよう求める決議をして、その旨を関係機関に意見書として提出していただきたいというものです。

理由は、安倍政権は多くの憲法学者や政治学者が違憲または違憲の疑いがあるという集団的自衛権を可能とする憲法解釈を強引に推し進めようとしております。そして、衆議院特別委員会で7月15日、翌16日には、衆議院本会議で安全保障関連法案を強行採決しました。この法案審議の過程で答弁する政府側より、野党議員に対してやじを飛ばしたり、政権に不利な報道をする機関を潰せとか懲らしめるとかの不穏当な言葉が政権与党から聞こえてきました。さらに、違憲の声に対して、法的安定性に関係ない、緊張を増す国際情勢が重要なのだとまで発言する政権幹部までいることを見ても、この法案が大きな違憲性をはらんでおり、国会を通過するには無理があることを政権みずから認めている証左であります。

私は、無理を承知でこの法案を成立させようとする安倍政権に1930年代の青年将校たちの短絡的な思考と重なるところがあるような危惧を感じます。

私たちは、広島原爆の碑に、安らかに眠ってください。誤りは再び繰り返しませんと誓った70年前の悲惨な状態に思いを寄せ、この法案を継続審議とするよう衆参両院議長及び関係機関に働きかける玉村町議会の決議を行うような陳情であります。

陳情者に来ていただいて、直接話を聞くこともできました。その内容は、ここに記載されているとおりです。

そして、また質疑の中で、安倍首相は事あるごとにこの法案の説明の中で、日本人の自由、生命、幸福追求権を守るための法案なのだということを言っていますが、それに対して陳情者はどのように捉えていますかという質問。それから、今、議会からいろんな意見書が出ていますけれども、多くの意見書が出ていますけれども、玉村町議会としてこういった意見書を出すことの意味をどのように考えていますかという質問もしました。それに対して陳情者からは、丁寧に答えがあった。そのことはここに書いてあります。

そして、全委員から意見を求めた結果、採択とする声がありました。そして、全委員一致で本陳情は採択となりました。主な意見は、別紙の中に記載されているとおりです。よろしくお願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 総務常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） 審議の中で、この法案の必要性だとか、また賛成される方が国の中におけるわけですので、必要性だとかそういうものについての審査の中での意見とか、そういうものは何かあったのでしょうか。この陳情された方のものの一辺倒で審議されたのかどうか、それをちょっとお聞きします。

◇議長（柳沢浩一君） 石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君発言〕

◇総務常任委員長（石川眞男君） 主に陳情者の陳情の趣旨説明に基づいて、それを話しました。それから必要性等、そういう議論は、むしろそれよりも陳情者の思い、それからこれまでの報道で私たちが見聞きしている中での議論が出てきました。

◇議長（柳沢浩一君） 3番石内國雄議員。

〔3番 石内國雄君発言〕

◇3番（石内國雄君） そうすると、特にこの法案の内容的なものだとか、上程された趣旨だとか、それらについては審議の中では特になかったということでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君発言〕

◇総務常任委員長（石川眞男君） ここでちょっと読んでいただきたいところがあるのです。質問の中で、日本人の自由、生命、幸福追求権を守るために、この法案が必要なのだということを言っていますが、それに対してどう考えていますかという中で、陳情者は非常にすばらしい言葉であります。

過去の戦争は、平和を守るためという言葉で行われた戦争が大多数です。いわゆる自国民の命と平和を守るために戦うのだというのが過去の戦いの歴史であります。そういうことを見ても、言葉というのはいつもエスカレートしていく危険を持っている。国民の平和と生命を守るという、確かに今の安倍首相の考えはそうでありましょうが、少しずつ時代が変わっていくと、制服組が台頭してくる。いわゆる1930年代から1933年、1940年にかけて日本の軍部に対してついに政府のコントロールがきかなくなってしまうということを思い出してほしいわけです。したがって、このことについては、私は将来にわたって信じることはできないという形で、この法案の必要性と裏腹の危険性というものを議論しております。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） この陳情の審議をする前に、委員長以下委員の皆さんは、この安全保障関連法案、たしか11件あったと思いますけれども、これは皆さん読まれたのですか。

◇議長（柳沢浩一君） 石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君発言〕

◇総務常任委員長（石川眞男君） 読まれた上での議論かということは、その前提は聞いていません。そういう言葉で言うと、いわゆる国自体が、衆議院の特別委員長が浜田さんでしたか、強行採決の後、10本の法律を1本にくくってくるような出し方はいかなものかということとその特別委員長が言っていたくらいですから、この条文を全部一言一句読んで議論している人は日本中いないかと思いません。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） しかしながら、陳情書が出て、それをこの議会で採択ということになれば、総理大臣なり衆参両議院議長に意見書を出す。これはやっぱり相当しっかりした審議をする必要があると思うのです。最も玉村町議会で審議をする中心となった総務常任委員会の委員長以下の委員が、関連法案も読まないで、新聞報道だとかテレビを見て、ああ、こういうことかというので賛否を採用するかしないかを決めていいのだろうか、という疑問があるのです。それについては、委員長、どう考えますか。

◇議長（柳沢浩一君） 石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君発言〕

◇総務常任委員長（石川眞男君） この質疑の中で、例えば地方自治体から意見書を出して、それが果たしてどうなるものかということも、そういった形でつながるのだと思いますけれども、そこでも例えば今、最高裁の元長官だった人までが、余生を静かに送っている、そういう人までが出てきて、

この集団的自衛権は憲法の解釈上認められないのだというようなことが、もう本当に世の中の多くの人が団体含めて、学者、団体、歴史学者、中東の情勢専門家も、芸術家も、そういった人たちが、やっぱりこの法案はおかしいという形での声が上がっていること自体が、やはりそれは大きな問題だと思うのです。そういう意味において、地方自治体としてそんなに急いで、要するに国会の議論を見ても問題が多くなるだけで、まともに答えられていない場面がたくさんあります。そういう意味においては、全く急ぐ必要がないだろうということを委員の方が考えるのは、これは当然の話だと思います。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員、これで3回目です。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） はい。この陳情書の中に、そのかつての軍人が、何か大変悪いことをしたようなことを書いてありますけれども、必ずしもそうではないですよ。当時の情勢を見ますと、もうどうしようもなかったと。大東亜戦争を始めざるを得なかったのだという人もいるわけです。それで、そういうぐあいを持っていったのは、マスコミ、新聞だとかラジオ、その影響は極めて大きかったという人もいるのです。

したがって、今、テレビを見たり、新聞を読んだりして、こんなに多くの人が反対していると。何か今、委員長の話聞いていますと、もう国民全体が反対しているようなあれですけども、そんなことはないのです。そこら辺のところを判断するには、やっぱり自分で勉強して、確たるこれだと信念を持って審議をする必要があると思います。どうですか。

◇議長（柳沢浩一君） 石川委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君発言〕

◇総務常任委員長（石川眞男君） それは、この議論をゆっくり読んでもらいたいのですけども、5人の委員がそれぞれ考えて、自分の思いを、自分の生きてきた人生の長さを、経験を積み込んだ上でのそれぞれの思い、発言、見解だと思います。そういう意味において、私は総務常任委員会の皆さんの非常に深いところで考えた、そして出したこの結論に対して敬意を表します。そういう意味において、皆さんとともに採択した意味を共有したいと思いますので、よろしくお願いします。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これより本陳情に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

9 番町田宗宏議員。

[9 番 町田宗宏君登壇]

◇ 9 番 (町田宗宏君) それでは、安全保障関連法案の継続審議を求める陳情に対する反対討論をこれから行います。

現在、参議院で審議中の安全保障関連法案は、次の点において我が国の国際社会における姿勢と行動を明らかにするとともに、我が国への侵略を未然に防止する可能性を大きくするものであり、最近の国際情勢の変化を見ますと、一刻も早く成立させるべきものであると考えます。継続審議などと言っていない情勢の変化ではないかと思えます。

一番最たるものが、1つは尖閣諸島への中国の進出の可能性の問題です。それから、南沙諸島に対する中国の軍事基地の造成です。それから、北朝鮮の核開発とミサイルの実験と言われていますが、これはきょう、あるいはあすにでもそういう核を積んだ長距離のミサイルが飛んでくる可能性も完全には否定できない、そういう状況下にあるということでございます。

したがって、本陳情には反対でありまして、不採択とすべきであると考えます。理由をこれから述べます。

まず、1つです。本法案は、国連平和維持活動への自衛隊の派遣あるいは対テロなど国際社会のために活動する他国軍への後方支援など、日本国憲法の前文にもある平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。この憲法前文と全く合致をしているところです。疑問の余地のないところであると。これが不採択とすべき理由の1つです。

2つ目を述べます。集団的自衛権の行使は、国連憲章において容認されているところであります。これは皆さん、ご承知のとおりだと思います。また、憲法第9条においても、自衛権の保持及び行使は認められているところであります。その自衛権の中には、個別的自衛権と集団的自衛権の両方が含まれていることは自明でございます。したがって、国際情勢の変化に応じて、安倍内閣の言っている新3要件、この集団的自衛権の行使をする場合の3つの条件がついています。その新3要件の範囲内において、集団的自衛権の行使を容認することは何ら憲法に違反するものではありません。このことは、最高裁の判決においても認められているところでございます。それどころか、集団的自衛権の行使を容認すること、すなわち安全保障関連法案を成立させることは、日米安全保障条約の片務性を双務性に近づけるものであり、このことによって日米同盟をより強固なものとし、我が国への侵略を未然に防止する可能性を大きくするものであります。思想的なマスコミの報道に惑わされることのないようにしっかり勉強し、冷静に考えることが大切であると思えます。

細かいこと、もっと言いたいことがあるのですが、実はけさの毎日新聞の朝刊です。これに「安保関連法案、玉村町議会継続審議に。県内初、きょう意見書採択へ」と、見出しにそう書いてありまして、次のところに次のように書いてあります。政府与党が週内、今週中です。今週中の可決成立を目

指す安全保障関連法案について、玉村町が16日の本会議で継続審議を求める意見書を採択する見通しとなった。安保法案をめぐるのは、これまで県議会や県内の市町村議会で撤回や慎重審議を求める意見書が可決されたことはなかったと、玉村町が初めてだと、こう書いてありますが、実は高崎市ですとか渋川市の市議会議員から、反対討論をするときはどんなことを述べたらいいのでしょうかという電話がありまして、先ほど私が述べました反対討論をファクスでお伝えをしたのですが、高崎市議会も渋川市議会も藤岡市議会も、こういう陳情書に対しては不採択と、こういうことになっているようでございます。参考までにお伝えをしておきます。

終わります。

◇議長（柳沢浩一君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

8番島田榮一議員。

〔8番 島田榮一君登壇〕

◇8番（島田榮一君） 議席番号8番、島田榮一でございます。傍聴人の皆様には、ご苦勞さまでございます。

賛成の立場から賛成討論を行います。私は実のところ、自民党員であります。極めて複雑な心境でもあります。最近の国際情勢等、日本は毅然とした態度をとることも必要と思いますが、私は太平洋戦争の悲劇をこの上なくこうむっている一遺族として、絶対戦争は繰り返してほしくないと思うものであります。

現在進められている安保関連法案は、その心配はないと言っていますが、戦争になる可能性は十分あります。先日、映画の「日本のいちばん長い日」を見てまいりました。戦争の終結の難しさを描いた作品であります。日本は焦土と化して、広島と長崎に原爆を落とされても降伏しない異常さを描いています。ポツダム宣言を最初から受諾していれば、広島、長崎には原爆は投下されず、ソ連の侵攻もなかったらうと言われていています。戦争からは何一つよい結果は生まれません。

現在、世論の8割がこの法案に反対しています。無理を通せば道理引っ込む、必ずこの反動があるものと信じます。自民党に自重を求めるためにも、本陳情に賛成し、賛成討論といたします。

以上であります。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本陳情に対する表決を行います。

総務常任委員長の審査報告は採択とするものです。

異議がありますので、起立により表決を行います。

総務常任委員長の報告のとおり、採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

◇議長（柳沢浩一君） 起立多数であります。

よって、総務常任委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

◇

○日程第2 認定第1号 平成26年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第3 認定第2号 平成26年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第4 認定第3号 平成26年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第5 認定第4号 平成26年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第6 認定第5号 平成26年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第7 認定第6号 平成26年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第8 認定第7号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第9 認定第8号 平成26年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第2、決算特別委員会に付託しました認定第1号 平成26年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第9、認定第8号 平成26年度玉村町水道事業会計決算認定についての審査報告を一括議題といたします。

決算特別委員長より審査報告を求めます。

高橋茂樹決算特別委員長。

[決算特別委員長 高橋茂樹君登壇]

◇決算特別委員長（高橋茂樹君） それでは、決算特別委員会に付託の事件の報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

認定第1号 平成26年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定。議決の理由、内容は妥当なものと認める。

認定第2号 平成26年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定。内容は妥当なものと認める。

認定第3号 平成26年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、

認定。内容は妥当なものとする。

認定第4号 平成26年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定。内容は妥当なものとする。

認定第5号 平成26年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定。内容は妥当なものとする。

認定第6号 平成26年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定。内容は妥当なものとする。

認定第7号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、議決の結果、認定。議決の理由、内容は妥当なものとする。

認定第8号 平成26年度玉村町水道事業会計決算認定について、議決の結果、認定。議決の内容は、内容は妥当なものとする。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより決算特別委員長に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で決算特別委員長に対する質疑を終了いたします。

これより討論、表決に移ります。

討論、表決は各会計別に行います。

最初に、日程第2、認定第1号 平成26年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第3、認定第2号 平成26年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第4、認定第3号 平成26年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第5、認定第4号 平成26年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第6、認定第5号 平成26年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第7、認定第6号 平成26年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第8、認定第7号 平成26年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第9、認定第8号 平成26年度玉村町水道事業会計決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する委員長の審査報告は認定とするものです。委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。



○日程第10 開会中における所管事務調査報告

◇議長（柳沢浩一君） 日程第10、各常任委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



○日程第11 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（柳沢浩一君） 日程第11、閉会中における所管事務調査の申し出を議題とします。

各委員長から玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

◇

○日程第 1 2 議員派遣の申し出

◇議長（柳沢浩一君） 日程第 1 2、議員派遣の申し出を議題といたします。

玉村町議会会議規則第 1 2 9 条の規定による議員の派遣については、お手元に配付した議員派遣申出書のとおりであります。

お諮りいたします。

議員派遣申出書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認め、議員派遣申出書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◇

○追加日程第 1 玉議第 2 号 玉村町議会会議規則の一部改正について

◇議長（柳沢浩一君） 追加日程第 1、玉議第 2 号 玉村町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

◇議長（柳沢浩一君） 朗読が終了いたしましたので、これより提案理由の説明を求めます。

10 番三友美恵子議員。

〔10 番 三友美恵子君登壇〕

◇10 番（三友美恵子君） 玉議第 2 号 玉村町議会会議規則の一部改正について、ご説明申し上げます。

労働基準法では、産前産後の休業が認められておりますが、特別職の地方公務員である地方議員には適用されません。議会の欠席規定には、事故の規定があるだけです。女性議員の出産は想定されておりませんでした。平成 14 年の統計ですが、町村議会の女性議員の割合はまだ低く、11.7% であります。そのような中、平成 27 年 5 月 26 日、全国市議会議長会において標準市議会会議規則の改正が行われ、女性議員が出産を理由に本会議や委員会を欠席できる規定を設けることが決まりました。全国町村議会議長会においても、同様の改正案が可決されました。このような改正を受けて玉村町議会においても、男女共同参画社会の実現のために女性の政治参画は不可欠であり、また男女共同参画を考慮した議会活動促進のためにも、その仕組みの一つとして女性議員の産休制度が必要であると考えます。

改正の概要を申し上げますと、第 2 条第 1 項の次に、次の第 2 項を加えるというものです。内容は、第 2 項、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めてあらかじめ議長に欠席届を提出するこ

とができるというものです。本案について、議会運営委員会で審査した結果、私が一議員として提出者となり、全委員を賛成者として提案させていただくことになりましたので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第2 玉議第3号 安全保障関連法案の継続審議を求める意見書の提出について

◇議長（柳沢浩一君） 追加日程第2、玉議第3号 安全保障関連法案の継続審議を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

◇議長（柳沢浩一君） 朗読が終了いたしましたので、これより提案理由の説明を求めます。

13番石川眞男議員。

〔13番 石川眞男君発言〕

◇13番（石川眞男君） お世話になります。

先ほど採択されました陳情に基づき、この意見書を議案として提出するものでございます。全ての議員の皆さんのご理解をいただけるよう、よろしく願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を行います。

最初に、反対の方の討論を求めます。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

◇9番（町田宗宏君） 意見書に対する反対討論を述べます。

先ほど反対討論をしたとおりでございます。この意見書提出には反対であります。

終わります。

◇議長（柳沢浩一君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君登壇〕

◇4番（笠原則孝君） 先ほどの継続への賛成といたします。

まず、意見としましては、言っていることがちんぷんかんぷんになってしまっていて、非常にわかりや
すくないわけです。まして、最初のうちはホルムズ海峡がどうのこうのと言ったと思ったら、今度は
それを取り下げたり、言っていることが一貫していないと。もう少し腹をくくってびしっと、本来、
日本のことを思うのであれば、それだけのことをまとめてやっていただきたいと。よって、これは意
見としては賛成いたします。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

異議がありますので、起立により表決を行います。

本案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（柳沢浩一君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○字句等整理委任について

◇議長（柳沢浩一君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

◇

○町長挨拶

◇議長（柳沢浩一君） 次に、閉会に当たりまして、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 平成27年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月4日に開会され、本日までの13日間、23議案につきまして慎重にご審議をいただき、ご議決、ご承認賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平成26年度の決算認定につきましては、それぞれの会計において大変貴重なご意見、ご提言をいただきました。今後の執行に当たり、十分心して努めてまいりたいと思います。

さらに、一般質問において議員の皆様方よりご指摘、ご提言いただきましたことにつきましても、十分その意を酌み、今後の行政執行に反映させてまいりたいと考えておりますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

さて、東日本を襲った記録的な大雨は、各地に大きな被害をもたらしました。特に茨城県や宮城県では、河川から濁流があふれ、広い範囲で住宅街が水没をいたしました。この災害によりお亡くなりになられた方々に心からご冥福をお祈り申しますとともに、被害を受けられた多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。

今回の大雨は、台風18号から変わった低気圧と台風17号により湿った空気が関東・東北地方に流れ込み、積乱雲が帯状に連なる線状降水帯が長時間被災地域にとどまったことが原因でありました。去る9月6日に、今回は地震を想定しての防災訓練を南小学校で行いましたが、町としましても町民の生命、財産を守るため、今後も災害時に備え、迅速に対応できるよう訓練を重ね、安全なまちづくりに努めてまいりたいと思います。

終わりに、これから町民体育祭や産業祭など何かと行事の多い季節となるわけですが、議員各位におかれましては、どうか健康には十分留意され、ますますご活躍いただきますことを祈念申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。



○議長挨拶

◇議長（柳沢浩一君） 平成27年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たり、私より一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月4日に開会し、本日までの13日間にわたり、条例改正や補正予算等に係る重要な議案が慎重審議されました。また、平成26年度決算認定では、決算特別委員会で大変活発な議論がなされるとともに、一般質問においても11人の議員がさまざまな観点から町政をただすなど、まことに意義深い議会となりました。改めて感謝を申し上げたいと思います。

また、先ほどは安保関連法案の陳情に対する活発な議論が当議会においてもなされたことに対して、議員各位に改めて敬意を表するものであります。

町長初め執行当局には、決算審査や議案審議、一般質問等での意見や提言を町民の声として十分に考慮していただき、今後の行政運営等に反映されますよう強く求めるものであります。

結びに当たり、このたびの台風の影響による豪雨で被害を受けられました方々に対し、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早くもとの安定した生活に戻れるよう願うものであります。

近年の異常気象は、どこで災害が発生するかわかりません。玉村町においても、かつて河川の氾濫により大きな被害を受けたところでもあります。これから台風が多数発生する季節となりますが、私たち議会といたしましても、改めてこうした自然災害の怖さを教訓に、より安全安心なまちづくりの実現に向け努力してまいる所存であります。

副町長を初め、町幹部職員におかれましては、町長を補佐し、住民福祉のために今後とも、その重責を全うされますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（柳沢浩一君） これをもちまして、平成27年玉村町議会第3回定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午後3時35分閉会